

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1—5—17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の4第1項<u>から第3項まで</u>《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(軽減対象課税資産の譲渡等がある場合の適格請求書の記載事項)</p> <p>1—8—4 法第57条の4第1項第3号《適格請求書の交付義務》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象課税資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに適用税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合もこれに該当する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 法第57条の4第2項第3号、同条第3項第3号《適格簡易請求書の交付等》及び<u>令第49条</u>第6項第3号《媒介者等交付書類の記載事項》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」並びに<u>同条</u>第4項第4号《仕入明細書等の記載事項》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」の記載についても同様である。</p>	<p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1—5—17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の4第1項<u>若しくは第2項</u>《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(軽減対象課税資産の譲渡等がある場合の適格請求書の記載事項)</p> <p>1—8—4 法第57条の4第1項第3号《適格請求書の交付義務》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象課税資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに適用税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合もこれに該当する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 法第57条の4第2項第3号、同条第3項第3号《適格簡易請求書の交付等》及び<u>令第49条</u>第6項第3号《媒介者等交付書類の記載事項》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」並びに<u>令第49条</u>第4項第4号《仕入明細書等の記載事項》に規定する「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」の記載についても同様である。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6—7—1 法別表第二第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項《支援給付の実施に関する経過措置》の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</p> <p>イ 居宅介護（生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、<u>地域密着型通所介護</u>、<u>認知症対応型通所介護</u>、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに限る。）</p> <p>ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、<u>介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。</u>）</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6—7—1 法別表第二第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(14) (同左)</p> <p>(15) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項《支援給付の実施に関する経過措置》の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</p> <p>イ 居宅介護（生活保護法第15条の2第2項《介護扶助》に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、<u>認知症対応型通所介護</u>、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに限る。）</p> <p>ロ 施設介護（生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス <u>及び</u>介護保健施設サービス</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6—7—5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 イ～ニ (省略) ホ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>に規定する<u>女性自立支援施設</u>を経営する事業 へ (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 イ・ロ (省略) ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、<u>子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター又は里親支援センター</u>を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u></p> <p>ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>を経営する事業</p> <p>ホ～タ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6—7—5 法別表第二第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 イ～ニ (同左) ホ <u>売春防止法</u>に規定する<u>婦人保護施設</u>を経営する事業 へ (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 イ・ロ (同左) ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業<u>又は</u>子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設<u>又は</u>児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する<u>幼保連携型認定子ども園</u>を経営する事業</p> <p>ホ～タ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6—7—7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号《厚生労働省令で定める施設》に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》の認定を受けているもの又は同条第10項の規定による公示がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。)において、乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるが、新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立した法人は、法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》から法第12条の4《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》までの規定により納税義務が免除されない者を除き、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されることとなるため、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>	<p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6—7—7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第49条の2第3号《厚生労働省令で定める施設》に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》の認定を受けているもの又は同条第9項の規定による公示がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。)において、乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるが、新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立した法人は、法第9条の2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》から法第12条の4《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》までの規定により納税義務が免除されない者を除き、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により納税義務が免除されることとなるため、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) (省略)</p> <p><b>(許可前引取りに係る見積消費税額の調整)</b></p> <p>11—3—10 事業者が、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取り》に規定する税関長の承認を受けて輸入の許可前に課税貨物を引き取り、当該引取りに係る見積消費税額（輸入申告書の金額を基に計算する等の方法により合理的に見積もった課税貨物の引取りに係る消費税額をいう。以下11—3—10において同じ。）について当該課税貨物の引取りを行った日の属する課税期間において法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その後確定した引取りに係る消費税額が見積消費税額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間の課税仕入れ等の税額に加算し、又は当該課税仕入れ等の税額から控除するものとする。</p> <p>なお、関税法第77条第6項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様とする。</p> <p><b>(建物と土地等とを同一の者から同時に譲り受けた場合の取扱い)</b></p> <p>11—4—2 事業者（<u>令第49条第1項第1号ハ（3）</u>《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する事業者に限る。）が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号《用語の定義》に規定する建物と同条第1号に規定する宅地とを同一の者（適格請求書発行事業者を除く。）から同時に譲り受けた場合には、当該譲受けに係る支払対価の額を課税仕入れに係る支払対価の額とその他の仕入れに係る支払対価の額とに合理的に区分しなければならないのであるが、その支払対価の額につき、所得税又は法人税の土地の譲渡等に係る課税の特例の計算における取扱いにより区分しているときは、その区分したところによる。</p>	<p>(注) (同左)</p> <p><b>(許可前引取りに係る見積消費税額の調整)</b></p> <p>11—3—10 事業者が、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取り》に規定する税関長の承認を受けて輸入の許可前に課税貨物を引き取り、当該引取りに係る見積消費税額（輸入申告書の金額を基に計算する等の方法により合理的に見積もった課税貨物の引取りに係る消費税額をいう。以下11—3—10において同じ。）について当該課税貨物の引取りを行った日の属する課税期間において法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受けた場合において、その後確定した引取りに係る消費税額が見積消費税額と異なるときは、その差額は、その確定した日の属する課税期間の課税仕入れ等の税額に加算し、又は当該課税仕入れ等の税額から控除するものとする。</p> <p>なお、関税法第77条第5項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様とする。</p> <p><b>(建物と土地等とを同一の者から同時に譲り受けた場合の取扱い)</b></p> <p>11—4—2 事業者（<u>令第49条第1項第1号ハ（3）</u>《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する事業者に限る。）が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号《用語の定義》に規定する建物と同条第1号に規定する宅地とを同一の者（適格請求書発行事業者を除く。）から同時に譲り受けた場合には、当該譲受けに係る支払対価の額を課税仕入れに係る支払対価の額とその他の仕入れに係る支払対価の額とに合理的に区分しなければならないのであるが、その支払対価の額につき、所得税又は法人税の土地の譲渡等に係る課税の特例の計算における取扱いにより区分しているときは、その区分したところによる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)</p> <p>11—6—1 法第30条第7項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第8項第1号及び第2号《仕入税額控除に係る帳簿》並びに令第49条第4項《仕入明細書等の記載事項》及び同条第6項《卸売り等に係る一定書類の記載事項》に規定する記載事項のうち、次のものは、取引先コード、商品コード等の記号、番号等による表示で差し支えない。ただし、表示される記号、番号等により、記載事項である「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「特定課税仕入れの内容」及び「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」について、その仕入れ又は資産の譲渡等が課税仕入れ又は課税資産の譲渡等かどうか、また、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等である場合においては、軽減対象課税資産の譲渡等かどうかの判別が明らかとなるものであって、(1)に掲げる記載事項を除き、取引の相手方との間で、表示される記号、番号等の内容が明らかであるものに限るものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 1～3 (省略)</p>	<p>(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)</p> <p>11—6—1 法第30条第7項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第8項第1号《仕入税額控除に係る帳簿》、令第49条第4項《仕入明細書等の記載事項》及び同条第6項《卸売り等に係る一定書類の記載事項》に規定する記載事項のうち、次のものは、取引先コード、商品コード等の記号、番号等による表示で差し支えない。ただし、表示される記号、番号等により、記載事項である「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「特定課税仕入れの内容」及び「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」について、その仕入れ又は資産の譲渡等が課税仕入れ又は課税資産の譲渡等かどうか、また、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等である場合においては、軽減対象課税資産の譲渡等かどうかの判別が明らかとなるものであって、(1)に掲げる記載事項を除き、取引の相手方との間で、表示される記号、番号等の内容が明らかであるものに限るものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1～3 (同左)</p>